

## 【別紙 12】 責任分界点

以下に示す図 1-1 から図 5 までの実線部分が対象作業範囲である。  
 なお、ハードウェア事業者ごとの対象作業については、下表 1 のとおりである。  
 ただし、設計により構成が見直される可能性もある。

表 1 関連事業者と対象作業

作業番号		調達区分			
		拠点機器 その 1	拠点機器 その 2	拠点機器 その 3	本省サーバ 機器
(1)	①	—	—	—	○※
	②	○	○	○	—※
	③	—	—	—	○※
	④	—	—	—	○※
(2)		○	○※	○	—
(3)		○	○※	—	—
(4)	①	—	—	—	○※
	②	○	○※	○	—
(5)		○	○※	—	—

○：作業対象 ※：問題解決責任者

### (1) センター拠点の電算棟におけるネットワーク接続作業範囲

#### ① 厚生労働省統合ネットワークとの接続作業範囲

統合ネットワークスイッチから本省サーバ機器の受託者が設置する L3 スイッチまでのケーブルの手配と敷設及び接続を行う。

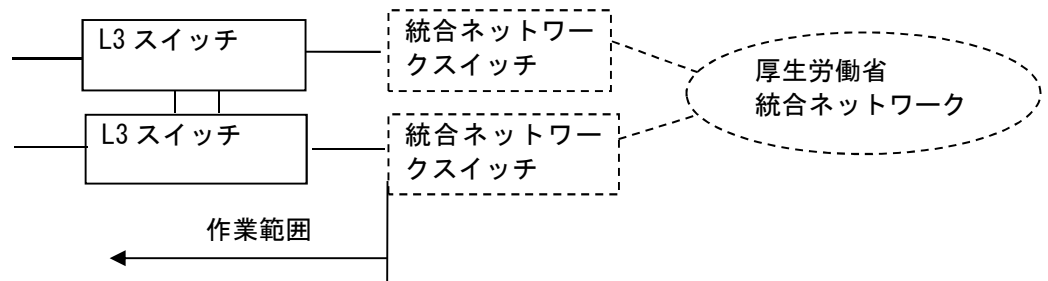


図 1-1 厚生労働省統合ネットワークとの接続作業範囲

② 本省サーバ機器受託者設置スイッチとの接続作業範囲

本省サーバ機器受託者が設置するスイッチからのケーブルの手配と敷設及び接続を行う。

なお、障害等が発生し責任の所在が不明な段階においては、厚生労働省との調整及び問題解決に関して本省サーバ機器の受託者が責任を負うものとする。

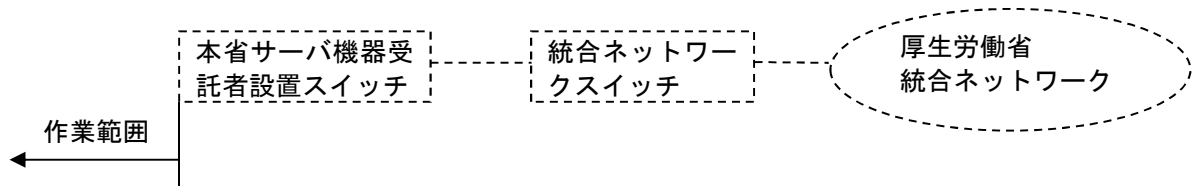


図 1-2 本省サーバ機器受託者設置スイッチとの接続作業範囲

③ マルチペイメントネットワーク（MPN）との接続作業範囲

本省サーバ機器受託者が設置する暗号化ルータを高速デジタル回線にて MPN ネットワークへ接続を行う。作業範囲については、MPN 側との協議を踏まえて実施する。

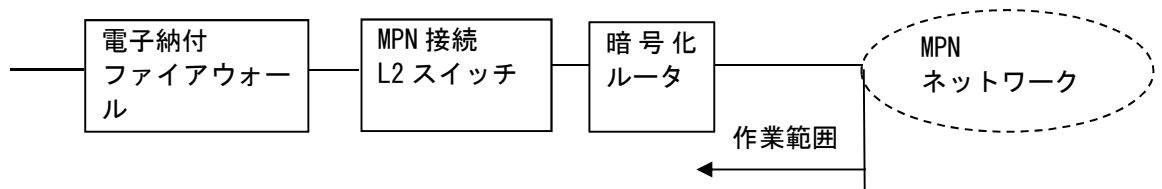


図 1-3 MPN との接続作業範囲

④ インターネットとの接続作業範囲

本省サーバ機器受託者が設置するインターネット接続ルータを広域イーサネット回線にてインターネットに接続する。

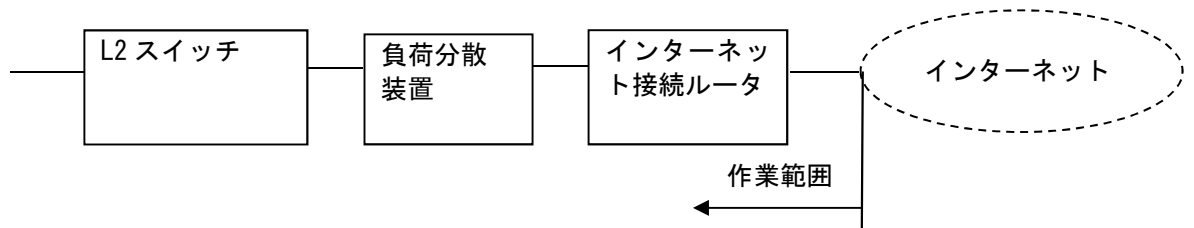


図 1-4 インターネットとの接続作業範囲

(2) 地方拠点（47 都道府県）での LAN 接続作業範囲

図 2 の SHUB までの LAN ケーブルの手配と敷設及び設置機器の接続を行う。  
ただし、SHUB については調達は局 LAN 業者が行うが、敷設作業は厚生労働省と協議の上実施すること。  
なお、障害等が発生し責任の所在が不明な段階においては、地方拠点（47 都道府県）における調整及び問題解決に関して拠点機器その 2 の受託者が責任を負うものとする。

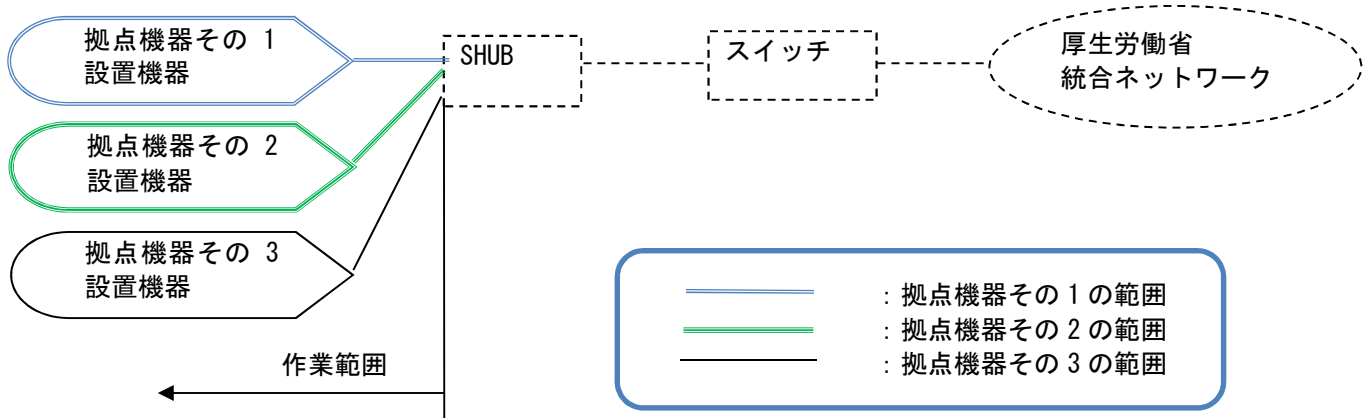


図 2 地方拠点（47 都道府県）での LAN 接続作業範囲

(3) 労働基準監督署での LAN 接続作業範囲

図 3 の SHUB までの LAN ケーブルの手配と敷設及び設置機器の接続を行う。

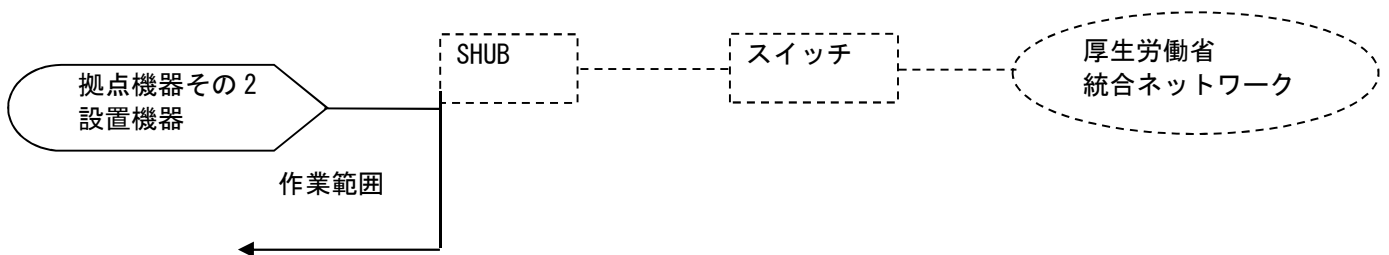


図 3 労働基準監督署での LAN 接続作業範囲

(4) センター拠点の事務棟におけるネットワーク接続作業範囲

① 本省サーバ機器受託者の作業範囲

センター拠点の事務棟に設置されるスイッチから N-1 スイッチまでのネットワークの手配及び敷設を行う。

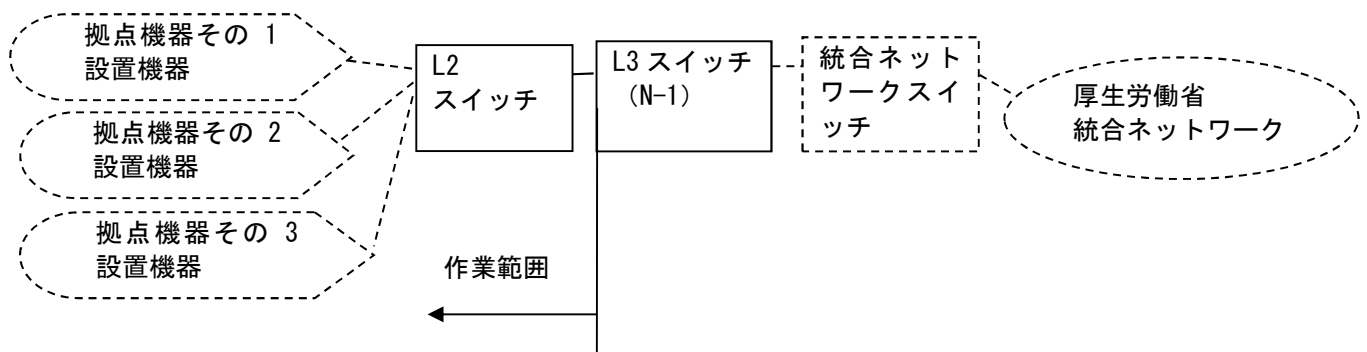


図 4-1 センター拠点の事務棟におけるネットワーク接続作業範囲  
(本省サーバ機器受託者)

- ② 拠点機器その1、拠点機器その2及び拠点機器その3受託者の作業範囲  
 設置機器からセンター拠点の事務棟に設置されるL2スイッチまでのLANケーブルの手配と接続を行う。

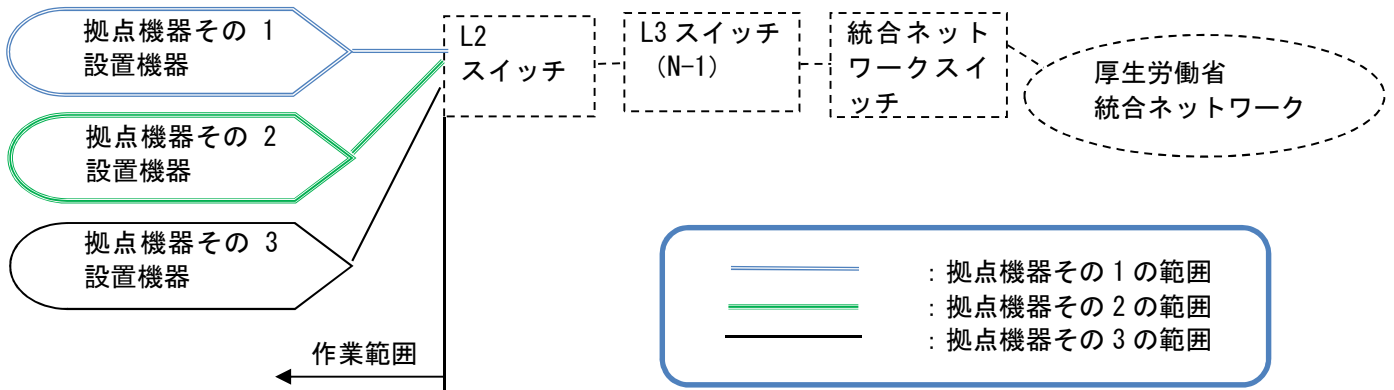


図 4-2 センター拠点の事務棟におけるLAN接続作業範囲（拠点機器その1、拠点機器その2及び拠点機器その3受託者）

- (5) 本省（霞が関）  
 図5のスイッチまでのLANケーブルの手配と敷設及び設置機器の接続を行う。

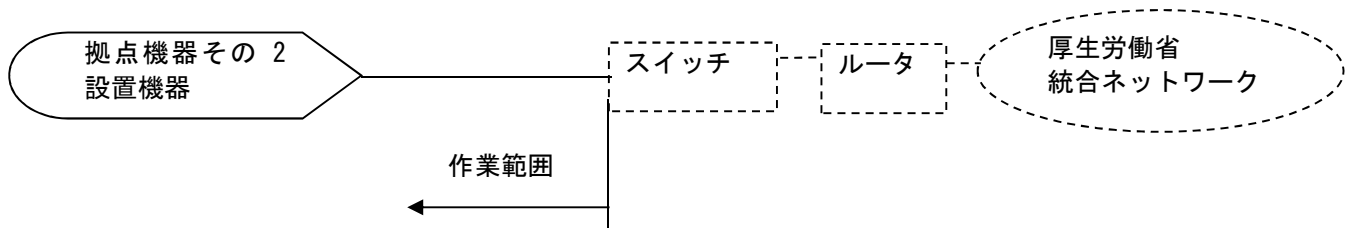


図 5 本省（霞が関）でのLAN接続作業範囲